

通所型サービスA

の基準

平成30年4月から実施予定の、介護予防・日常生活支援総合事業に関する運営の手引きです。

通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）は、旧来の介護予防通所介護の基準を一部緩和したサービスです。

内容は、今後変更も予想されますので、常に最新情報を入手するようにしてください。

平成29年12月作成版

前橋市 介護高齢課

目次

※指定介護予防通所介護と基準が大きく異なる箇所に、◆を表示

項目	頁
I 基準の性格等	1
1 介護予防・日常生活支援総合事業について	1
2 基準の性格	2
II サービスの提供の方法について	3
III 人員基準について	5
(1) 管理者 ◆	5
(2) 従事者 ◆	5
IV 設備基準について	7
(1) 設備及び備品等 ◆	7
V 運営基準について	8
(1) 内容及び手続の説明及び同意	8
(2) 提供拒否の取扱いについて ◆	8
(3) サービス提供困難時の対応	8
(4) 受給資格等の確認	8
(5) 心身の状況等の把握	9
(6) 地域包括支援センターとの連携	9
(7) 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	9
(8) 介護予防サービス計画等の変更の援助	9
(9) サービス提供の記録	10
(10) 利用料等の受領	10
(11) 通所型サービスAの基本取扱方針	10
(12) 通所型サービスAの具体的取扱方針 ◆	11
(13) 緊急時の対応	11
(14) 管理者の責務	11
(15) 運営規程	12
(16) 勤務体制の確保	12
(17) 定員の遵守	13
(18) 非常災害対策	13
(19) 衛生管理	13
(20) 掲示	14
(21) 秘密保持	14
(22) 広告	14
(23) 苦情処理	14
(24) 事故発生時の対応	15
(25) 会計の区分	15

項目	頁
(26) 記録の整備	15
VI 介護報酬請求上の注意点について	
(1) サービス単価 ◆	16
(2) 他サービスとの関係 ◆	17
(3) 専門プログラム実施加算 ◆	18
(4) 同一建物に居住する又は同一建物から通う利用者に係る減算 ◆	18

I 基準の性格等

1 介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、従来の全国一律の「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」を市町村の実施する総合事業に移行するもの。この総合事業では、基準を緩和したサービスや住民等が提供するサービスなどが総合的に提供可能な仕組みに見直されている。平成27年4月の介護保険制度改正により創設され、平成29年4月にはすべての市町村が移行した。

通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）について

- 総合事業では、市町村が、地域の実情に応じて、その内容や費用、基準を決めることができる。
- 「通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）」（以下「通所型サービスA」という。）は、旧来の介護予防通所介護をもとに、「入浴、排泄、食事等の介助を行わずに、運動や脳活レクリエーションなどの介護予防プログラムを実施すること」と「利用者の外出、他者との交流の機会を継続的に支援し、社会参加を促すこと」で、利用者の心身機能の維持向上を図ることを目的として、前橋市で創設したサービスである。
- 想定する対象者は「通所介護等での入浴や食事サービスは必要ないが、生活機能低下がみられ外出や交流の機会が必要な人」「地域のサロンや体操クラブ、老人センターなどに自力で参加できない人」

基準の制定

- 緩和した基準による通所型サービスである通所型サービスAの基準は、「前橋市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に規定しているが、基本的に、国の基準省令を準用することとし、一部の基準について、国の基準省令から緩和している。

前橋市における通所型サービスAの基準は前橋市の要綱により規定されているが、その内容は次の基準を準用するものである。

【指定介護予防通所介護に関する基準】

- 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第三号及び第4条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「予防基準」という。）

介護予防・日常生活支援総合事業（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>

2 基準の性格

一般原則

- 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- 事業者は、介護予防・生活支援サービス事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

基準の性格

◎ 基準は、サービス事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、事業者は、常にその事業の運営の向上に努めること。

- サービス事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、サービス事業の指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、
 - ① 相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
 - ② 相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
 - ③ 正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものとする。（③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示すること。）なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する報酬の請求を停止させること）ができる。
- ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
 - ① 次に掲げるとき、
 - イ サービス事業の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ロ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品、その他財産上の利益を供与したとき
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、介護保険法に基づく期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。
- 特に、サービス事業においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応する。
- なお、基準に沿ってサービス事業を行うことができないと認められるときは、事業所指定を行わない。

Ⅱ サービスの提供の方法について

1 実施内容等について

対象者	要支援 1・2、基本チェックリスト該当者
利用回数	事業の利用は週 1 回までとする。
サービス提供時間	1 回 2 時間以上
実施内容	<ul style="list-style-type: none">・ <u>ピンシャン！元気体操等の運動プログラムを毎回 30 分以上実施する。</u>・ <u>運動以外のプログラム内容：</u> 専門プログラム（加算）、社会参加（活動）するための情報の提供、社会活動に参加することを想定した<u>模擬活動</u>、その他介護予防に資するプログラム内容 ※社会活動とは・・・公共交通機関の利用の仕方（バスの乗り方、マイタクの利用方法等）、飲食店、スーパーでの買い物、地域の行事への参加、趣味活動など

2 実施方法について

通所介護及び介護予防通所介護相当サービスとは一体的な実施を設定しない

同一の部屋での同時提供	不可
サービス提供場所の必要面積	通所型サービスAの利用定員×3㎡以上
人員基準	通所型サービスAの人員基準に応じた人員配置が必要
利用定員	通所型サービスAで利用定員を設定

(注意！)

- ・ 通所介護及び介護予防通所介護相当サービスと一体的な実施を設定しないため、通所介護及び介護予防通所介護相当サービスについて、以下のとおり注意が必要

- ①算定要件として専従の職員配置を求めている加算である「中重度ケア体制加算」、「個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）」と「認知症加算」については、通所介護の職員が通所型サービスAに従事した場合は、当該職員は、専従要件を満たしているとみなさない。
- ②算定要件として職員の加配を求めている加算である「中重度ケア体制加算」と「認知症加算」については、通所型サービスAに従事した職員の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。
- ③サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、常勤換算方法により介護福祉士が50%以上配置されていること等が要件とされているが、通所型サービスAに従事した職員の勤務時間は常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。

3 単位についての考え方

通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）の「単位」とは、通所型サービスAの提供が同時に一体的に行われるものをいう。

例えば、次のような場合は、2単位として扱われる。

- ① 通所型サービスAが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえない場合
- ② 午前と午後とで別の利用者に対して通所型サービスAを提供する場合

○従事者の配置

単位ごとに必要な従事者を確保し、配置しなければならない。

Ⅲ 人員基準について

(1) 管理者 ◆

- ・ 管理者は、原則として専ら当該通所型サービスAに従事する者であること（専従）。
- ・ ただし、管理業務に支障がないと認められる場合、以下の兼務は可。

- ① 当該事業所のその他の職務（従事者）
 - ② 当該事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務
- ※兼務する職務が当該事業所の管理業務と同時並行的に行えない場合は不可。
- なお、管理者は常勤である必要はない。

✍️管理者の資格要件

管理者または従事者のうち1人以上は市の実施する通所型サービスA従事者講習会を受講した者とする。

☆ポイント

- ・ 通所型サービスA従事者講習会は平成30年3月から実施予定。
開催日：平成30年3月16日（金）、19日（月）
時 間：午後1時30分～4時30分
場 所：第2コミュニティセンター
※内容はピンシャン！元気体操や介護予防プログラムのポイント等

✍️管理者の責務とは

- ①従事者及び業務の管理を一元的に行うこと。
- ②従事者の「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。

【想定される指摘事例】

- 管理者が一元的な管理業務を行っていない。
- 管理者が併設の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の夜間対応等を行っていて、通所型サービスAの営業時間に勤務していない。

(2) 従事者 ◆

- ・ 通所型サービスAの単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら当該通所型サービスAの提供に当たる従事者を常時2以上配置すること。

✍️配置基準

- ①利用者数15人まで 専従2以上（うち1人は管理者が兼務可）
- ②利用者数16人以上 上記従事者に加え、必要数

✍️従事者の資格要件

管理者または従事者のうち1人以上は市の実施する通所型サービスA従事者講習会を受講した者とする。（管理者の☆ポイントを参照）

※従事者は交代してもかまわないが、提供時間帯には常に、配置すべき従事者が必要数いなければならない。

※看護職員は配置不要だが、利用者の急変時等に対応できるよう、緊急時の主治医等の連絡先をあらかじめ把握するとともに、緊急時の対応マニュアルを備えておくこと。

事業所として必要な人員基準を満たしていない場合

- ・常に事業所として必要とされる員数を配置する必要があり、配置していない場合は人員基準違反となる。
 - ・従事者の配置基準は、必要最低限の員数であり、事業所のサービス量等によっては、基準以上の人員数が必要となる場合があるため、サービス提供に支障がない十分な人員を確保すること。
- ※人員基準を満たさない場合には、従事者の増員、事業の休止・廃止等の措置を行うこと。

IV 設備基準について

(1) 設備及び備品等 ◆

- ・通所型サービスA事業所は、サービスを提供するために必要な場所を有するほか、消火設備その他の非常設備及び備品等を備えること。

☆ポイント

- ・通所型サービスA事業所に必要な設備

①サービスを提供するために必要な場所

サービスを提供するために必要な場所は、利用定員に3㎡を乗じて得た面積以上とすること。

②消防法その他の法令に規定された設備（※）

- ・通所型サービス事業所に備えた設備は、専ら通所型サービスAの事業の用に供するものであること。ただし、利用者に対する通所型サービスAの提供に支障がない場合はこの限りではない。

✍️介護予防通所介護で求めていた食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けることは不要。

✍️狭い部屋を多数設置することで面積を確保することは不可。

✍️内法実測による有効面積を確保する必要があるため、移動が困難な物品（固定式の家具等）を設置する場合は、必要な面積を下回らないよう注意すること。

※「消防法その他の法令等」について

- ・利用者の安全を確保するため、当該事業所には、消火設備その他非常災害に際して必要な設備の設置が必要。建物の使用用途、面積等によって消火器や自動火災報知設備等の設置を求められる場合があるので、必ず最寄りの消防署等に事前協議すること。
- ・建築基準法に規定されている内容も満たす必要があるため、建築指導課にも事前協議を行うこと。
- ・事業所の増改築、用途変更等を行う場合も、同様の確認を行うこと。

V 運営基準について

(1) 内容及び手続の説明及び同意

- ・通所型サービスAの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。

☆ポイント

- ・「重要事項説明書」は、利用申込者が事業所を選択するために重要な事項を説明するためのものであるため、まずは当該説明書を交付し、重要事項の説明を行うこと。
- ・サービス提供を受けることについての同意は、文書により確認することとし、利用申込者の署名（又は記名、押印）を得ること。

【想定される指摘事例】

- 「重要事項説明書」に、運営規程の概要、従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制及び手順等、利用申込者がサービス選択するために必要な事項が記載されていない。
- 重要事項の説明を行っていない。
- 利用開始についての利用申込者の同意の有無が明確でない。

☆ポイント

「運営規程」の内容を基本にして作成し、事業の実態とも整合していること。
※運営規程の内容を変更する場合は、別途、変更届の提出が必要

【想定される指摘事例】

- 「重要事項説明書」と「運営規程」の記載が相違している。

(2) 提供拒否の取扱いについて ◆

- ・通所型サービスAについては、集団での実施を基本とするので、集団でのサービス提供に支障がある場合には、サービス提供拒否の禁止は適用されない。
(例) 認知症状があり、集団での活動が困難な方など。

(3) サービス提供困難時の対応

- ・利用申込者に対し自ら適切な通所型サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、地域包括支援センターへの連絡、適当な他の通所型サービスA事業者等を紹介、その他の必要な措置を速やかに講じること。

(4) 受給資格等の確認

- ・利用の申込みがあった場合は、その者の被保険者証（介護保険）によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認すること。被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、これに配慮して通所型サービスAを提供するよう努めること。
- ・要支援認定を受けていない場合には、事業対象者（チェックリスト該当者）であるかどうかを確認する。事業対象者には有効期間がないので、留意すること。

☆ポイント

- ・受給資格の確認は事業者自らが利用者の心身の状況等の把握（アセスメント）の一環として行い、内容を確認し記録すること。

【想定される指摘事例】

- サービス提供を求められた場合、事業所による受給資格又は基本チェックリスト該当者の確認が行われていない。

(5) 心身の状況等の把握

- ・ 利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。

☆ポイント

- ・ 本人や家族との面接、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等を把握（アセスメントの実施）、その内容を記録するとともに、サービス提供に活用すること。

【想定される指摘事例】

- サービス提供開始時等において把握した、利用者の心身の状況について記録されていない。

(6) 地域包括支援センターとの連携

- ・ サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。
- ・ サービスの提供の終了に当たっては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

(7) 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供

- ・ 地域包括支援センターが介護予防サービス計画（介護予防ケアマネジメントにより作成される計画を含む。以下同じ。）を作成している場合には、当該計画に沿った通所型サービスAを提供すること。

☆ポイント

- ・ 介護予防サービス計画と実際に提供する通所型サービスAの内容は整合していること。
- ・ 介護予防サービス計画と異なるサービスの提供（曜日、提供時間等）を行う場合や、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、地域包括支援センターに連絡その他必要な援助を行うこと。

【想定される指摘事例】

- 介護予防サービス計画と実際に実施した通所型サービスAの内容が整合していない。

(8) 介護予防サービス計画等の変更の援助

- ・ 利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、地域包括支援センターへの連絡その他必要な援助を行うこと。

(9) サービス提供の記録

- ・通所型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。
- ・利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。

☆ポイント

- ・サービス提供日、サービス提供時間（実際の時間）、サービス内容、提供者の氏名、利用者の心身の状況等について記録すること。また、サービス利用により社会参加等に関して利用者に変化があった場合にはその状況等についても記録すること。
- ・サービス提供の記録は、介護報酬の請求の根拠となるため、介護報酬の請求内容を証明できるための内容の記録が必要となる。記録により、サービス提供の事実が確認できない場合には、介護報酬の過誤調整となる場合もある。

※提供した具体的なサービスの内容の重要性について

①利用者に対するサービスの質の向上に繋がること

②サービス内容や報酬請求が適正であることを証明する重要資料であること

事業者には、サービス内容や報酬請求が適正であることを保険者や指定権者に対し証明する責任がある。このための挙証資料として、提供した具体的なサービスの内容の記録が重要となる。

【想定される指摘事例】

- サービス提供をした際の提供日、提供時間、サービス提供者の氏名、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録していない。

(10) 利用料等の受領

- ・利用者負担として、1割（一定以上所得者は、2割）相当額の支払いを受けなければなりません。

☆ポイント

- ・利用者負担を免除すると、重大な基準違反として指定の取消等を検討することとなる。
- ・第1号事業の支給対象とならない費用の支払いを利用者から受ける場合は、運営規程により額やその内容を明確にし、あらかじめ利用者またはその家族に対して説明を行い、同意を得ること。
- ・すべての利用者等に対して一律に提供する物品や、機能訓練の一環として行う行事、プログラムにおける材料費等を徴収することは認められない。

【想定される指摘事例】

- 利用者の負担軽減として1割相当額（又は2割相当額）を受領していない。

(11) 通所型サービスAの基本取扱方針

- ・管理者は、介護予防に資するプログラムを計画的に行うこと。
- ・自らその提供する通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図ること。
- ・通所型サービスAの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的としなければならないことを常に意識して、サービスの提供に努めること。

- ・利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めること。
- ・通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図る他、様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めること。

☆ポイント

- ・通所型サービスAの質を向上させていくために自己点検等を行い、課題を見つけて改善していく取組が重要。
- ・通所型サービスAは事業所内でサービスを提供することが原則であること。

(12) 通所型サービスAの具体的取扱方針 ◆

- ①主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- ②通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧を旨として、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- ③介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

☆ポイント

- ・管理者は、サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、サービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告すること。

(13) 緊急時の対応

- ・サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた等の場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

☆ポイント

- ・緊急時対応マニュアル、利用者の主治医や家族、担当ケアマネの緊急連絡先については、整備することだけが目的ではない。緊急時活用できるよう従事者に周知することが重要。

(14) 管理者の責務

- ・管理者は、従事者の管理及び通所型サービスAの利用の申込みに係る調整、実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければならない。また、従事者に対して運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行うこと。

【想定される指摘事例】

- 管理者が併設する事業所の職務や、通所型サービスAの従事者を兼務しているため、それらの業務に忙殺され、管理者の本来業務の遂行に支障が生じている。
- 管理者が通所型サービスAの業務の把握をしていない。

(15) 運営規程

- ・事業所名称、事業所所在地のほか、運営規程には次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること。
 - ①事業の目的及び運営の方針
 - ②従事者の職種、員数及び職務の内容
 - ③営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間
 - ④利用定員
 - ⑤通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
 - ⑥通常の事業の実施地域
 - ⑦サービス利用に当たっての留意事項
 - ⑧緊急時等における対応方法
 - ⑨非常災害対策
 - ⑩その他運営に関する重要事項従事者の研修、衛生管理、従事者及び従事者の退職後の秘密保持、苦情処理の体制相談窓口、事故発生時の対応等

☆ポイント

- ・指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスは一体的に作成することも差し支えないが、通所型サービスAについては別に作成すること。
- ・運営規程の内容を最新の情報に更新する。変更した年月日を運営規程末尾の附則に追加すること。
- ・従事者の員数は、実員数を記載すること。

【想定される指摘事例】

- 運営規程に定めている従事者の職種、員数及び職務の内容等が、事業所の実態と整合していない。

(16) 勤務体制の確保

- ・利用者に対して、適切な通所型サービスAを提供できるよう、事業所ごとに従事者の勤務の体制を定め、当該事業所の従事者によって通所型サービスAを提供すること。
- ・従事者の資質の向上のために研修の機会を確保すること。

☆ポイント

- ・管理者を含むすべての従事者を記載し、事業所ごと、月ごとに作成すること。
- ・従事者の日々の勤務時間、職種、兼務関係などを明記すること。
- ・業務の委託契約や請負契約は、指揮命令関係が生じないため不可。

【想定される指摘事例】

- 翌月の勤務予定表が前月末までに作成されていない。
- 勤務予定表が事業所ごとに作成されていない。

☆ポイント

- ・具体的な研修の目標、内容、実施時期等を定めた計画を策定すること。
- ・作成した研修計画に従い、当該事業所内で研修を実施するとともに、研修機関が実施する研修への参加の機会を計画的に確保するなど、従事者の計画的な人材育成に努めること。
- ・年間計画などを策定し、実施後は資料等を含め、記録を残すこと。

【想定される指摘事例】

- 従事者の資質向上のための研修が、計画的に実施されていない。
- 研修（内部・外部を含む）の実施記録等が保存されていない。

(17) 定員の遵守

- ・ 利用定員を超えて通所型サービスAの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

☆ポイント

- ・ 災害その他やむを得ない事情がない限り、日々の利用者数が定員を上回することは認められない。
- ・ 特に、設備基準や人員配置に余裕がない事業所においては、定員を超過してサービスを提供することは、利用環境の悪化や重大な事故につながるおそれがあり適切でない。

【想定される指摘事例】

- 定員を超過してサービス提供を行っている日が散見される。

(18) 非常災害対策

- ・ 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うこと。

☆ポイント

- ・ 火災や災害等の不測の事態に備え、非常災害に関する具体的な計画を策定し、従事者に周知するとともに、定期的な避難訓練等を実施すること。（年2回）
- ・ 実施結果については、訓練に参加しなかった従事者への周知や、次回実施への反省や参考に資するための記録を作成すること。

【想定される指摘事例】

- 定期的な避難、救出その他必要な訓練を行っていなかった。
- 実施した避難訓練等の結果の記録を作成していない。

(19) 衛生管理

- ・ 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。
- ・ 当該事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

☆ポイント

- ・ 食中毒及び感染症の発生を予防するためのマニュアルを整備し、従事者に周知するなど感染症予防に必要な措置をとること。
- ・ 新型インフルエンザなどの感染症が発生した場合には、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

【想定される指摘事例】

- 感染を予防するための設備・備品等（嘔吐物処理セット、手指洗浄設備、使い捨て手袋等）を備えていない。

(20) 掲示

- ・事業所の利用者が見やすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（苦情処理の概要等）を掲示すること。

☆ポイント

- ・掲示すべき内容（項目）は重要事項説明書と同じ。
- ・受付や入口付近等、利用申込者等が見やすいよう工夫して掲示すること。掲示が困難な場合には、誰もが閲覧できるように、ファイル等に入れて、受付コーナー等に立てかけておくことでも差し支えない。

(21) 秘密保持

- ・従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

☆ポイント

- ・従事者の在職中及び退職後における、利用者及びその家族の個人情報に関する秘密保持について、事業者と従事者間の雇用契約、就業規則、労働条件通知書、契約書等で取り決めを行うこと。
- ・サービス担当者会議等において、利用者に関する情報を提供することが想定されるため、あらかじめ利用者に説明を行い文書により同意を得ること。また家族の個人情報を使用する可能性もあるため、利用者だけでなく家族についても署名できる様式にすること。

(22) 広告

- ・通所型サービスA事業所について広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものとなってはならない。

(23) 苦情処理

- ・提供した通所型サービスAに関する利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。

☆ポイント

- ・苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録すること。また、「その後の経過」「原因の分析」「再発防止のための取組」などを記録し、サービスの質の向上に向けた取組みを行うこと。

(24) 事故発生時の対応

- ・利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

☆ポイント

- ・事故（「ヒヤリハット」を含む。）に関する記録様式（報告・台帳等）を作成し、事故が発生した場合は、事例報告を記録すること。
- ・マニュアル等は、事業所の実態に合わせて作成し、従事者間で共有すること。
- ・事故（「ヒヤリハット」を含む。）が発生した場合は、「その後の経過」「原因の分析」「再発防止のための取組」を記録し、再発防止に向けて取り組むこと。
- ・事故発生時の備え、連絡先、対応手順、対応責任者等を定め、適宜見直しを行い従事者に周知すること。
- ・報告対象となるものについては、速やかに市に報告を行うこと。

【想定される指摘事例】

- 事故（「ヒヤリハット」を含む。）に関する記録様式（報告・台帳等）が作成されていない。
- 事業所として「再発防止のための取組」が行われていない。

(25) 会計の区分

- ・通所型サービスA事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。

(26) 記録の整備

- ・従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。次に掲げる利用者に対する通所型サービスAの提供の記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。

- ① 事業所で作成したサービス計画等
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 予防基準第22条に規定する市への通知（利用者が正当な理由なしに通所型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は、利用者が偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときに事業所が市に行う通知）に係る記録
- ④ 通所型サービスAに関する利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- ⑤ 提供した通所型サービスAに関する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

VI 介護報酬請求上の注意点について

1 サービス単価等

(1) サービス単価 ◆

- ・通所型サービスAは、介護予防通所介護相当サービスと同様で月額包括報酬（定額制）とする。
- ・地域単価と自己負担は指定介護予防通所介護相当サービスと同様となる。
 地域単価「1単位＝10,14円（7級地）」
 自己負担「1割又は2割（各利用者の負担割合に応じた額）」

【通所型サービスA費】

週1回程度 事業対象者・要支援者 1,400単位/月
 日割 46単位/日

○報酬の日割り計算について

- ・以下のいずれかに該当するときは、日割り計算を行う。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
 月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<日割りの対象となる場合の事由と起算日>

	月途中の事由	起算日（※2）
介護予防・日常生活支援総合事業	開始	
	・区分変更（要支援1⇔要支援2） ・区分変更（事業対象者→要支援）	変更日
	・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・利用者との契約開始	契約日
	・介護予防訪問介護の契約解除<月額報酬対象サービスが訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）の場合> ・介護予防通所介護の契約解除<月額報酬対象サービスが通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）の場合>	契約解除日の翌日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1）	退所日の翌日
終了	・区分変更（要支援1⇔要支援2） ・区分変更（事業対象者→要支援）	変更日

		・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護）	契約解除日
		・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1）	（廃止・満了日）
		・事業廃止（指定有効期間満了）	（満了日）
		・事業所指定効力停止の開始	（開始日）
		・利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防訪問介護の契約開始（月額報酬対象サービスが訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）の場合） ・介護予防通所介護の契約開始（月額報酬対象サービスが通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）の場合）	サービス提供日の前日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1）	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1）	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）	入所日の前日
月額報酬対象サービス全て	開始	・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	終了	・公費適用の有効期間終了	終了日
日割り計算用サービスコードがない加算		・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業名の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※1） ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の被保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。	

（※1）ただし、利用者が月の途中で他の被保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。なお、保険者とは政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

（※2）終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

（2）他のサービスとの関係 ◆

- ・利用者が次のサービスを受けている間は第1号事業支給費を算定できない。
 - 介護予防短期入所生活介護
 - 介護予防短期入所療養介護
 - 介護予防特定施設入居者生活介護
 - 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - 介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・介護予防通所介護相当サービスと併用することはできない。

(3) 専門プログラム実施加算 ◆

- ・人員基準の員数に加え、以下の専門職を1人以上配置し、運動器機能向上プログラム、栄養改善プログラム又は口腔機能向上プログラムを月2回以上集団指導で実施した場合は、1月につき112単位を加算する。

※1回に実施するのは1プログラムとする。

プログラム名	専門職（人員基準の員数に加えて）	内容例
運動器機能向上プログラム	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、健康運動指導士、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師	<ul style="list-style-type: none"> ・ピンシャン！元気体操のポイント ・転倒予防のために ・健康な足で楽しく歩こう
栄養改善プログラム	管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活の振り返り ・栄養バランスのよい食事とは ・低栄養を予防しよう
口腔機能向上プログラム	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・お口の健康チェック ・お口を清潔に保つために ・噛むことの大切さと唾液の働き

☆ポイント

- ・個別計画の作成は不要
- ・専門プログラムを実施した日付、内容、実施者名、利用者の状況等の特記事項を記録しておく。
- ・個別記録については、実施時間、内容、特記事項等を記録しておく。

(4) 同一建物に居住する又は同一建物から利用する者に係る減算 ◆

- ・通所型サービスA事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から当該通所型サービスA事業所に通う者に対し、通所型サービスAを行った場合、減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。

1月につき ー129単位